

平成28年度

臨時福祉給付金および障害・遺族年金受給者向け給付金を支給

消費税率引上げにより、所得が低い方の負担を緩和するため、臨時的な措置として給付金が支給されます。

また、平成28年度の臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金等を受給している方に給付金を支給します。

臨時福祉給付金

◆支給対象者

平成28年1月1日時点で茂原市に住民登録されている方（外国人の方を含む）で、市・県民税が課税されない方が対象です。

※市・県民税が課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合などは対象外です。

◆支給額 1人につき3千円

障害・遺族年金受給者向け給付金

◆支給対象者

平成28年度の臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金等を受給している方が対象です。

支給対象となる年金については、臨時福祉給付金事務室へお問い合わせください。ただし、すでに年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を受給された方は対象外です。

◆支給額 1人につき3万円（1回限り）

共通事項

◆申請書

申請書は8月下旬に支給対象者になると思われる方へ郵送します。

◆申請受付期間

9月1日（土）～12月1日（土）（必着）

※期間を過ぎると給付金は受け取れません。お早めの申請をお願いします。

◆給付金の受取方法

口座振込による受け取り（原則）
※金融機関の口座がない方は、現金による受け取りができません。

◆申請方法

①郵送による申請
申請書に記入の上、対象者全員分の本人確認書類の写しおよび通帳またはキャッシュカードの写しを同封し、返信用封筒でご返送ください。

②窓口での申請

申請書、本人確認書類、通帳またはキャッシュカード、印鑑をお持ちください。

※本人確認書類とは、写真付の住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証等

※「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。

◆申請場所・受付時間

○市役所 臨時福祉給付金事務室（5階）
○本納支所

受付時間 月～金曜日
9時～17時（土日・休日を除く）

お問い合わせは、

臨時福祉給付金事務室（5階）
☎2156、FAX201605

制度に関するお問い合わせは、厚生労働省

☎0570(037)192
(9時～18時)



防災行政無線の訓練放送 (サイレン音) を行います

9月1日（土）午前10時

市は、災害時に防災行政無線により緊急避難情報である「避難勧告」と「避難指示」を放送する際に、より確実な

伝達をするため、サイレン音を組み合わせることで放送することとしています。サイレン音については周知を目的に、9月1日の防災の日に訓練放送を行います。ご理解、ご協力をお願いします。

◆訓練放送内容

サイレン10秒↓4秒休止
サイレン10秒↓4秒休止
訓練、訓練、避難勧告発令。
これは訓練です。

サイレン10秒↓4秒休止
サイレン10秒↓4秒休止
訓練、訓練、避難勧告発令。
これは訓練です。

以上で訓練放送を終了しました。ご協力ありがとうございました。

◆サイレンパターンの種類

【避難勧告】
サイレン10秒↓4秒休止
サイレン10秒↓4秒休止

【避難指示】
サイレン15秒↓4秒休止
サイレン15秒↓4秒休止

お問い合わせは、
総務課防災対策室（4階）
☎201519、FAX201602へ。